

～こんな案件ありました～

「グレーゾーン金利」

民事事件：消費者金融のグレーゾーン金利が無効になった事例

<http://www.ne.jp/asahi/itane/law/>



弁護士 板根富規さん。ホームページは、「板根富規」と入力しても検索できます

人は生きていくときさまざまな問題に出合います。ここでは、弁護士の板根富規さんが扱ったいろいろな事件を紹介。今回は連帯保証人のYさんが起こした裁判についての話です。

平成18年1月19日午前10時30分、最高裁判所第1小法廷。「主文。原判決を破棄する」。この瞬間、消費者金融のグレーゾーン金利表の無効が宣言されました。

この事件の被告Yさんは、友人Mさんが消費者金融から借入れをする時に連帯保証人になっていました。Mさんは長期間弁済を続けていましたが、ついに破産。その結果、保証人Yさんに元利息合計660万円の支払いが求められるように。この事件の争点は、Mさんが任意に高利を支払っていた場合「みなし弁済規定(表)」により、Yさんは支払い義務が認められ、反対に嫌々支払っ



過払いの可能性もあります

660万円を払わなくてよいことになりました。グレーゾーン金利の無効が宣言されたこの判決は、日本経済に大きな影響を与えました。

長期間弁済を続けている人は、過払いの可能性もありますので、一度専門家に相談してみてください。

この件について詳しく聞きたい人は03(0)224(2)345板根富規法律事務所(中区上八丁堀7-10HSビル2階)へ。

■グレーゾーン金利とは…

通常、金利は利息制限法で定めた上限金利20%まで。その上限を超える利息分は無効です。しかし、出資法の上限金利29.2%を超えなければ刑事罰の対象にはなりません。この間の金利をグレーゾーン金利といい、消費者金融はこの金利で貸し付けしている場合があります。

■みなし弁済規定とは…

利息制限法の上限金利を超える金利を合法とする例外規定のことです。つまり、利息制限法の上限を超えた金利でも、債務者が納得して支払ったと認められる場合は、消費者金融はその利息を受け取っていいということになっています。